

事務連絡

令和7年(2025年)9月10日

報道機関 各位

榎法華支所市民福祉課長

もと榎法華高齢者福祉総合センター貸付先事業者募集における
公募について

このことについて、第9期函館市介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、もと榎法華高齢者福祉総合センター貸付先事業者を別紙のとおり公募いたしますので、報道方よろしくお願いたします。

〔 榎法華支所市民福祉課
86-2111（代表） 〕

もと楨法華高齢者福祉総合センター貸付先事業者の公募について

1 募集の趣旨

第9期函館市介護保険事業計画（令和6年～8年度）に基づき、もと楨法華高齢者福祉総合センター貸付先における混合型介護付有料老人ホーム運営継続のため、運営事業者を公募するものです。

2 貸付物件および募集するサービス

財産名称	もと楨法華高齢者福祉総合センター
所在地	函館市新浜町188番地2
貸付延面積	2315.45㎡
貸付土地面積	8761.87㎡
サービス	混合型特定施設入居者生活介護 (混合型介護付有料老人ホーム)
定員	23人

3 スケジュール（予定）

令和7年(2025年)	9月10日(水)	公募開始
	10月17日(金)	応募に関する質問の受付期限
	10月31日(金)	応募書類の提出期限
	11月中旬	審査委員会による応募者ヒアリング、 運営事業者の選定および結果の通知
令和8年(2026年)	4月1日(水)	運営開始、契約締結

4 応募資格

函館市内に主たる事務所を有する社会福祉法人または医療法人であること。

5 評価基準

貸付先事業者選定に関する評価基準は別紙のとおりとします。

6 貸付先事業者の決定

学識経験者等の委員5名で構成された「もと楨法華高齢者福祉総合センター貸付先事業者募集における審査委員会」において、書類審査およびヒアリングを実施のうえ、評価基準に基づき採点します。

採点の結果、その得点が選定基準以上（200点満点中140点以上）の応募者のうち、最も高い評価点を得た者を運営事業者として選定し、市が事業候補者として決定します。

もと楨法華高齢者福祉総合センター貸付先事業者募集における審査委員会

評価基準

評価項目	配点
評価の視点	
1 事業展開における福祉の理念および運営方針について	20
<ul style="list-style-type: none"> ・事業展開が、福祉や介護の理念に基づいたものとなっているか。 ・事業者指定に関する基準等を十分理解し、適切な介護サービスが提供できる体制が確保されているか。 ・介護サービス事業所の併設等、募集事業所の利用者にとどまらない地域住民のための事業展開が計画されているか。 など 	
2 法人の状況について	30
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者や役員に高齢者の介護に関する経歴・実績等があるか。また、管理者（予定者）は高齢者の介護に関する経歴・資格等を有しているか。 ・現在の事業について、健全な財務運営で行われているか。また、今後の経営の安定性が見込まれるか。 ・過去の指導監査において重大な指摘を受けていないか。また、指摘を受けた場合に適切に改善されているか。 など 	
3 事業実施の確実性について	30
<ul style="list-style-type: none"> ・運営費の収支計画は適正であるか。 ・運営費の資金確保に確実性があるか。（自己資金等） ・職員の確保に確実性があるか。 ・開設までのスケジュールは適切であるか。 など 	
4 施設の運営について	120
(1) 職員の配置について	(20)
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置基準を上回る計画となっているか。 ・十分な経験や資格を有する職員が適切に配置される計画となっているか。 ・非正規職員の比率が高くないか。 など 	
(2) 利用者保護対策について	(20)
<ul style="list-style-type: none"> ・人権やプライバシーの保護、虐待防止・身体拘束の適正化・個人情報保護等についての取り組みが適切に検討されているか。 ・苦情処理体制が適切に検討されているか。 ・事故発生時の対応や衛生管理等の対策が適切に検討されているか。 ・感染症や非常災害の発生時における対策や業務継続計画の策定について適切に検討されているか。 など 	
(3) 利用者の処遇について	(20)
<ul style="list-style-type: none"> ・季節に応じた行事等、利用者の生きがい対策に資する効果的な取り組みが計画されているか。 ・要介護状態の軽減または悪化の防止、自立支援のための効果的な取り組みが予定されているか。 ・ユニットケアに対する理解があるか。 ・認知症ケアに対する適切な取り組みが検討されているか。 ・ターミナルケア（看取り）に対する適切な取り組みが検討されているか。 ・口腔衛生の管理に対する適切な取り組みや管理の義務化に向けた体制整備について検討されているか。 ・特色ある利用者処遇の有無 など 	
(4) 職員の処遇について	(20)
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与水準は適切であるか。 ・職員の負担を軽減させるための工夫や離職防止のための取り組みなどが検討されているか。 など 	
(5) サービスの質の向上の取り組みについて	(20)
<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価や第三者評価についての適切な取り組みが検討されているか。 ・職員の資質向上のための研修会の実施、参加や資格取得のための配慮が計画されているか。 ・積極的な情報公開が計画されているか。 など 	
(6) 関係機関や地域との連携について	(20)
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携体制は具体的に計画されているか。 ・地域に開かれた施設として、地域住民との交流やボランティアの受け入れ等が計画されているか。 など 	
合 計	200

■ AからFの6段階で評価し、採点については、配点に下記の率を乗じて算出する。

A：極めて良好→配点×1.0 B：良 好→配点×0.8 C：普 通→配点×0.6
D：やや不十分→配点×0.4 E：不十分→配点×0.2 F：評価不能→配点×0.0